

令和元年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和元年10月2日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時09分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

折野危機管理部長

報告事項はございません。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

高井委員

災害対策等を中心に、幾つか質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

千葉県の大規模な停電等の長期化に対し、折野危機管理部長からも他山の石として対応していくという御答弁が事前委員会でもありました。

その前にまずは、先般、知事の開会日の所信表明の中で、9月1日の防災訓練についてかなり丁寧におっしゃっておられました。

その中で、四国のドクターヘリの合同訓練のことを聞こうと思ったのですが、これは保健福祉部の医療政策課のほうなので、残念ながらこの点は置いておきますが、代表質問の御答弁で、^り罹災証明書の電子申請訓練についてもおっしゃっていたように思います。そうしたことも含め、まずは9月1日の防災訓練の成果についてお聞かせいただけたらと思っております。

菊地とくしまゼロ作戦課長

マイナンバーカードを活用した、^り罹災証明書の電子申請訓練の話を頂きました。

^り罹災証明書につきましては熊本地震や今年の7月豪雨、また今回の千葉県における台風被害などでも、速やかに発行することが課題とされているところでございます。

9月1日の県の総合防災訓練におきましては、内閣府番号制度担当室でマイナンバー

カードの罹災証明書の仕事をしているのですが、そこに全面的に御協力を頂きまして、罹災証明書の電子申請に係る訓練を行いました。

具体的には、県の総合防災訓練会場の展示ブースにおきまして、国で運営しているポータルサイトから、氏名、住所、生年月日、性別、これらの申請者情報を入力し、被災建物情報を入力、被災建物の写真の画像を添付してマイナンバーカードをカードリーダーにセットし、パスワードを入力して送信するという、一連の流れをして、申請が行えることを確認させていただきました。

高井委員

そうした訓練の取組は大事だと思います。災害時に、罹災証明書の迅速な発行は、復旧復興に向けて非常に大事で、大分進んでまいりました。

マイナンバーを使ったポータルサイトから、そうした入力により、罹災証明書が早期に出せる方法も検討する、今言ったような訓練も大事だと思います。

しかし、これからだと思います。これを実効性あるものに移していくために、事務的な作業の流れは訓練の際に大事と思いますが、まずは市町村が、罹災証明書の交付の準備を行うものであり、窓口開設も市町村の責務になっておるわけです。もちろん県が全体の訓練の中で市町村やいろいろな民間団体と協力しながら準備をしていくのは大事ですが、マイナンバーカードをできるだけ早く取ってもらう作業も含めて、災害対応に向けて市町村に窓口を開設するなり、システムを組んでもらう作業を進めていただきたいと思います。この度も市町村等の協力も得られて、一緒に訓練をしたわけですが、市町村の中での準備状況も分かれば教えていただければと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

今回の防災訓練におきましては、海陽町に御協力を頂きまして、この訓練をさせていただいたところでございます。

これから、罹災証明書を早く出すのが大変重要でございまして、実際に被災者の方が避難されたときに遠隔地にいる場合は、わざわざ市町村に出向かなくても、マイナンバーを使って申請できる。また、大規模災害の場合、今回の千葉県の場合も、罹災証明書発行のために、ほかの団体から応援の職員が来ていることが多いですが、そういう場合は、地元の土地に詳しくなかったり、地方によっては方言が通じなくて、なかなかうまくいかないこともあると内閣府から聞きます。そういうこともあって、まずはマイナンバーカードの取得を進めつつ、この罹災証明書の電子申請につきまして、県庁内で担当されている部局等もありますので、そちらと連携して進めてまいりたいと思っております。

高井委員

そうした訓練を重ね、いろいろな情報提供をすることによって、便利さ、有意性というものが住民の皆さんにも理解されていくはずだと思いますし、一緒に訓練に取り組んでいた市町村が、これが非常に有効であることや、迅速な復旧に向けての大きな役割を果たすことをお感じになるだろうと思います。

しかし、そのシステムやプログラムを導入していくために、人員の体制を確保していく

などの、市町村にとってもかなり負担が大きな部分もありますので、是非、県が主導して円滑に進むように、これからもいろいろと努力をしていただきたいと思います。住民の皆さんにも、自分の病気の情報も含めて、マイナンバーを持っていることで、何かのときにできるだけ早く対応できるようになりますので、その有意性、便利性を理解していただく作業が必要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、災害の際の死者などの氏名公表についてお伺ひをしたいと思います。

全国知事会でも、国に対して統一基準を出すように提言をしておられると思っております。

この中身と氏名を公表することによるメリット、デメリット等、今整理されていることがあれば教えていただきたいと思います。徳島県として結構です。

菊地とくしまゼロ作戦課長

災害時の安否不明者等の氏名の公表について御質問を頂きました。

まず、全国知事会から政府への提言としては、死者や行方不明者の氏名公表の取扱いについては、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にした上で、全国統一的な公表基準を作成することと提言をしているところでございます。

昨年7月豪雨時に、被災自治体の判断によって、安否不明者の氏名の公表の対応が分かれたことがありました。

具体的には、岡山県では公表されたことによって検索範囲の絞り込みがされて大変良かったという話もあった一方で、氏名を公表されてしまい安否不明者の親族から、実は連絡が少し付かなかっただけだったと抗議があったという話も伺っております。

また、愛媛県の場合は、プライバシーの保護を非常に重要に考えておまして、氏名の公表に対して慎重に考えていました。家族の同意を条件に公表するという整理で進んでいたところ、最終的には公表することにはならなかったと伺っております。

災害時には、まず人命救助が最優先であり、氏名を公表することは、大きなメリットである一方、デメリットとして配慮すべき点で、個人情報取扱い、家族の同意を頂く、市町村と一つ一つをこの人で合っているかという確認、更に、例えば、DVの問題等で、居住を知られたくない場合に出していいのか等、そういうところがありまして、県でもいろいろと検討しております。

昨年7月豪雨を受けて、県としましては、全国知事会の提言前の昨年11月に、全国統一の公表基準を策定すべきではないかという提言をさせていただいております。

県からの提言、また全国知事会からの提言と、国も検討を進めていかれると思っておりますので情報収集をしながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

高井委員

おっしゃった状況はよく分かります。デメリットもメリットも両方あるかと思っております。

非常に丁寧に取扱いをしなければいけない案件であります。災害は本当にいつ来るのか分かりませんので、国に対して統一的な公表基準を求めて、出してくれればそれにのっかってやるとやりやすいと思っております。しかし、それを待っているだけではいけません。徳島県内でも随分整備されているようですので、いざのときには対応できる、最終判断をき

ちんとできるように分析をしていただけたらと思っています。

結局、災害にあったときは、基礎自治体である市町村が、全ての細やかな情報や対応に真っ先に当たることとなりますので、市町村がそれぞれに判断基準を自分たちで決めるのは非常に大変だろうと思います。県が広域で核となって、そうした対応もしっかりできるように連携も進めていってほしいと思います。

引き続き国へ要望して、できるだけ早く基準を出すように求めていっていただきたいと思っています。

次に千葉県での災害を中心に、徳島県においては、どういう対応をしていけるか順にお伺いをしていきたいと思っています。

まずは、千葉県の台風第15号の災害から3週間近くたっておりますが、非常に多くの皆様が被災されて、お見舞いを申し上げたいと思います。

それとともに、私もなぜこういう状況になったのかいろいろ勉強する中で、徳島県においても、これを他山の石として準備をしていかなければいけないと感じました。

徳島県は、台風や震災に備えて、いろいろな形で災害を多く受けてきた県ですので、万全な準備態勢をよく検討されていると思います。

先般出された「とくしまー0作戦」地震対策行動計画や、徳島県国土強靱化地域計画など、かなり細やかに計画がなされていると思います、よくできていると思います。

こうした最大限の準備をしていざことに当たっては、一番ひどい状態を想定しながら準備をするということが、やはり危機管理の要諦だと思いますので、こうしたことを細かにやってほしいと思います。

事前委員会でもお話が出ておりましたが、停電が想定よりも長く続いて、熱中症等など関連被害も少し出ました。それを考えますと、医療施設等の自家発電の準備状況等は、普通は3日とか1週間ぐらいなんでしょうか。大体は最低限の準備をしているのではないかと思います。燃料等も含めてとは思いますが、それ以上続いた場合の対応について、やはり次のステージを組んでおかなければならないと思いました。

そういう中で、電力トリアージという言葉は私は今回初めて学びました。医療の分野では、優先順位を付けて助かる命から助けていく、災害という非常事態の中で効率的な人命救助、けが人救助をやっていくということで、医療トリアージの訓練は全国各地で行われております。

改めて電力トリアージという言葉聞いて、つまり電力がダウンしたときに、どこから非常用電源を使っていくのか、復旧させていくのか。急ぐもの、命に関わるものに電力の復旧順位を付けていくというのも、今回を見て大事なことだと感じたわけであります。

現状は、電力が災害で落ちた場合、倒壊して不通になった場合等は、今回であれば一挙に東京電力ホールディングス株式会社に復旧の要請が来て、東京電力ホールディングス株式会社が一手に担う。民間の企業が一手に担うことになり、恐らくそこから市町村や県に必要があれば、いろいろな連携をしながら、道路の倒木なども対応すると思います。

今回の電力不足の件も、医療施設でも市町村や県にではなく、やはり電力が足りないということに対して東京電力ホールディングス株式会社へ直接やりとりがあったようであり、電力会社の中で優先順位を付けることがなかったらしく、どこを優先に非常用電源を配置しなければならないのか、復旧しなければならないのかということに対して、少し混

乱を来したように聞きました。

こうした点で、今回、徳島県国土強^{じん}靱化計画や「とくしまー0作戦」地震対策行動計画も見てみましたが、長きにわたる停電に対しての計画や考えが余り入ってなかったように見受けられますが、この点いかがでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

重要施設等におけます燃料の備蓄に関する御質問を頂きました。

まず、燃料等につきましては、ガソリンスタンド等と協定等を締結しております。国からも、自家発電を備えることを強化したサービスステーションの整備ということで、以前から中核サービスステーション等の整備を図っておりまして、緊急車両又は医療施設等への給油を優先的に続けるため整備を図っているところでございます。

御質問にもありましたように、その燃料が途切れた場合の想定ですが、消防庁からは72時間、外部からの供給なしに非常電源が稼働できるよう要請がございまして、徳島県の施設、例えば県立病院でございまして、中央病院、三好病院、海部病院につきましても、72時間以上の稼働ができる燃料タンクの設備を整えているところでございます。

これらが途切れてきた場合の四国電力株式会社の順位付けについても、千葉県で停電を受けて、昨日、四国電力株式会社と徳島県での対応ということで打合せをさせていただいたところです。具体的にはその時点で、それぞれの病院での備蓄容量、もちろん病院の施設の内容にもよりまして、優先順位をその場、その時で判断されていくとお聞きしておるところではございます。

高井委員

早速、四国電力株式会社と打合せしていただいたということで、素早い対応ありがとうございます。

72時間という3日間ですので、今回の千葉県のことを考えれば全くもって足りないという状況であります。

基本的には、早い復旧ができる想定でいろいろと次の対応を組んでいるところが多かったのだらうと思います。3日もてば、何かの電源が来る、体制が執れることが前提になっていたのではないかと思います。今回のように様々な地域に散らばり、情報が十分に上がってきていなかったのか、電源が落ちて、情報収集さえもままならなかった状況であるようでしたので、72時間だけでは非常に心もとない部分もあると思うようになりました。

私も、余り知らなかったのですが、電柱自体の耐震化、安全性というよりも飛来物が来て、更にそこに負荷がかかって電柱が道路ごと倒壊するとか、山の中で大きく倒木と絡まって倒れる、大規模災害につながっていくことに対しては、徳島県も倒木等の危険性等も注視していかなければならないと思いました。

基本的には、電話線も光ケーブルも無線の基地局をつなぐ電流も全部電柱ですので、電柱が倒れたら、それこそ何も使えなくなるというのは、この度、身に染みて分かりました。

そういう意味では、民間の電力会社だけに頼っているシステム、電力トリアージも含め、いざとなったときに連携をしていける仕組みを通常から作っておくのは大事だと思い

ますので、早速そうした議論を進めていただいていることは、有り難いと思えました。

今回、市町村からの情報をしっかり受け止めて、県で取りまとめていけば、恐らく電力会社やいろいろな所と調整をしなければならなかった部分で、少し遅れたのかと想像はするのですが、全国知事会等も含め、今応援にいろいろと入っております。できるだけ早い体制整備と今回の災害を教訓に、更に被災者が増えていかにないように対応をこれからもお願いしたいと思っております。

倒木の話ですが、私の三好市は山の中ですので危ない落石や倒木の話が本当にしょっちゅうあります。

台風第15号の後の台風時も幸い大きな災害としてはなかったですが、三好のほうでは400戸余りの地域で一時期何時間か停電になりました。

電力会社も構えて、市町村や県も目を光らせてくれているので早い復旧が可能であり、心配はなかったわけでありますが、何かあるたびに停電や孤立化の話は常に出てまいります。

県道の支障木の撤去は、西部総合県民局に連絡したら作業班がすぐに対応していただきましたが、市町村においては市道の支障木撤去や危険木の数が多いのと手間が足りないもので、すぐに対応できないのが現状であります。

落石危険箇所も、県土整備部の予算で緊急点検すると付託委員会で言っていただきましたが、是非、危機管理部としても今回の千葉県災害を踏まえて、支障木などのできるだけ不安要素をなくすために、様々な検討もしていただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

今後の徳島での取組ということですが、昨日私もニュースを見ておまして、東京電力ホールディングス株式会社の社長が経済産業大臣と面会をされて、今回の被害状況の話をされておりました。

報道を見たところだと、東京電力ホールディングス株式会社の中でも今後検証委員会を立ち上げて、政府でも検証委員会を立ち上げると伺っております。

我々県としては、そういう情報をしっかり取りながら、先ほどおっしゃっていた事前に危険となるような倒木の伐採だとか、システムの環境等も整備していきたいと思っております。

システムの関係ですが、一つ補足をさせていただければと思っておりますが、徳島県の場合は有線回線もちろんありますが、それと別に衛星系のインターネット回線も整備しておまして、例えば今回のように電線が切れてしまったときには、その衛星回線で固定電話とファクシミリとインターネットが使えますので、防災無線も別にありますが、こういう衛星系のインターネット回線も使いながら、今回、初動の情報収集が課題と言われておりますので、そういうところで使っていきたいと思っております。

また初動の関係につきましては、我々は千葉県と同様のシステムで市町村から情報を入れていただく、災害時情報共有システムというシステムを使っているのですが、特定の回線や特定のパソコンでないと入力できないものではなく、普通にスマートフォンがあれば、例えば私でもIDとパスワードを入れれば、被害状況が入力できるようになっておりますので、衛星の回線を使いながら市町村には情報を入れていただきたいと思います。

す。県に情報が来ないときには、県の地域防災計画の中で定めているのですが、情報収集のための職員、リエゾンという形で現地に入って、市町村は災害復旧や現状把握も大変なので、そこで県が行って情報収集をするという仕組みで対応してまいりたいと思います。

高井委員

そうした訓練や実際に起こった出来事を踏まえて、計画や様々な対応を進化させていただくように頑張っていたきたいと思います。

支障木の件は、那賀町が町として独自に撤去費用を出す制度があると、先般、徳島新聞で読みました。これはすごい制度だと思いましたし、せつかく森林環境税等も入ってきますので、こうした森林整備事業、里山整備事業等の検討も、市町村レベルでもしていかななくてはいけないなど改めて感じたところです。

今言ったように、いろいろと検討もしてくださっておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げて質問を終わらせていただきます。

重清委員

関連で災害対策についてお聞きいたします。

確か、千葉県では自家発電機が400台ぐらいあって、200台ぐらい貸し出した。徳島県の場合は今、何台保有しているのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

徳島県内におけます自家発電機の備え状況について御質問を頂きました。

県内各市町村の指定避難所に備えとして、昨年10月に市町村で備品数を調べさせていただいた数字によりますと、ポータブル型発動発電機が約370か所で備蓄されているところでございます。

重清委員

約370か所、これは全市町村ですか。県としては1台もないのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

徳島県が、直接備えております所は、防災センター、南部防災館、西部防災館等で18台備えております。

重清委員

停電になった場合、信号機にも使われ、この間も盗まれたりしていたが、県警は一つも持ってないのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

県警の所有につきまして、数字は今把握しておりません。

重清委員

何で県が分からないの。信号機の自家発電機が盗まれたじゃないですか。何で調べてくれないのか。停電になったときには幾らあるのか分からないですね、県警としても。

どれだけ復旧できるか、カバーできるかを危機管理としても把握していないのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

県警の所有数につきましては把握できておりません。

飽くまでも、避難所における活用がどれくらいできるのかと考えておりました。

重清委員

どのくらいの規模の発電機を保有しているのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ポータブル型発動発電機としまして、各市町村によりいろいろあるのですが、稼働時間としましては一般的には8時間程度の運転が可能となるような機器が多いと思われま

重清委員

容量や出力等いろいろあるが把握しているのですか。

大きな自家発電機や小さい発電機といろいろなサイズがあると思いますが、全部8時間ではないでしょう。同じ型ばかりをそろえているのか、把握している数字を教えてくださいませんか。

岡委員長

小休します。（11時42分）

岡委員長

再開します。（11時44分）

金井危機管理部副部長

市町村に発電機を備えているのは約370か所、これは、避難所等に置いております。

県として持っているのが18台、ポータブル型発動発電機を備えています。県警については資料を持ち合わせておりませんので、また調べて報告させていただきます。

それから、個々の発電機的能力、電力供給量につきましても資料を持ち合わせていませんので、また調べて報告させていただきたいと思っております。

重清委員

うちの所も一緒に、確かに停電は昔と比べて復旧するのが早くなった。電力会社が頑張ってくれて。

木が倒れて山のほうでは停電が長い時間ある。これは車が1台しか通れないから順番にやっていかないといけないから日が掛かる。二、三日停電というのがありますが、そのときに住民は何が欲しいかという電気をどうにかしてくださいと。

四国電力株式会社に聞いたら、発電機を貸しますという話があるのです。そういうときにこういう体制でいきますというのがどこまでできているのか。

市町村に約370か所あるのに、県は18台しか持っていない。これは、どこにあるのですか。南部はどこに置いてあるの、津波のときは持って来られるのか。

先ほど言っていたように、医療のときに優先順位が付いているのであれば、何台必要なのか、命が助かるように、順番に持って行けるような体制になっているのか。

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画があるが、これは本当にできているのか。住民が安心して生活できるような体制を整えてくれているのか。

そこが分かりにくいのだが、千葉県であんな問題になったときに、現実、徳島県はどんな対応が取れるのかという話です。ここらがちょっと見えにくい、安心していけるのか。

それと、津波で停電になった場合に何日も電気が来ません。それは東北に行ってよく分かったのですが、電気も水道もありません。避難所にみんな逃げてください、それで避難所におるのですが、徳島県は津波時の二次避難所に電気や水道は確保できる体制ですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今の約370か所に対して、引き続き徳島県からは、その購入に当たる所に対し、「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業としまして、補助金を支援させていただいているところでございます。

ポータブル型発動発電機の購入に合わせて、必要などころにつきましてはガソリンの携行缶等も含めて対象とすることで支援しているところでございます。

それと今お話もありましたが、四国電力株式会社からの発動発電機の貸出数量は、徳島県内におきましては、88台のポータブル型発動発電機が現在存在するとお聞きしております。四国内協力会社の全てを含めると540台余りの発動発電機を所有しているところがございます。

山本安全衛生課長

水道の災害時の対応についてお答えさせていただきます。

本県におきましては、これまで大きな災害等と同様の事態が発生した場合の水道水の確保状況といたしまして、6市4町の広域避難場所等の緊急用貯水槽におきまして、合計水量1,540立方メートルの飲料水を確保しております。

これは、1日1人当たり3リットルと計算しますと、1日当たり51万人分という計算になります。

さらに6市5町の水道業者におきまして、耐震能力を持った配水池に約7万7,000立方メートルの貯留水がございまして、合計すると約7万9,000立方メートルの水が応急水として利用可能ということになってございます。

同じように計算しますと1日当たり2,630万人に対応できる応急水を確保している状況でございます。

さらに、避難所への運搬給水が必要になってきますが、水道事業者や県におきまして給水車1トンから2トンの車ということで7台。さらに、給水タンク0.1トンから4トンの237台を合わせまして、自衛隊や他県等の救急車両とともに、これらを活用することによ

り運搬給水が可能と考えているところでございます。

重清委員

水道の話、これは津波が来た後で運ぶという話をしているのですか。

そうしたら、海陽町でどこからどうやって運んでくるのですか。どんな計画を立てているのか。いろいろな計画を作っているみたいだが現実問題どうやるのか。

私が聞いたように、二次避難所で水道や電気があるのですか、全体的にはありますという話でしょ。持って来られたらいいけど、持って来られないでそこで何日も生活しなくてはいけない。そんなもの東京にたくさん水があるから持って来ますという話と一緒にないですか。徳島県として、二次避難所にいたらどういう体制で持って来てくれるのか、それと電気です。電線が絶対に津波でやられない所を二次避難所にしているのかどうか聞いているのです。それを確認しているかどうか。

山本安全衛生課長

二次避難所等の運搬につきましては、道路の状況等によるところがございます。

そういった状況も想定されるところでございますので、県といたしましては、主要な水道施設のうち、徳島県水道ビジョンを今年3月策定いたしまして、水道施設の強靱化を図っていく事前復興に資する水道施設の優先整備の推進を掲げております。

県が水道事業者に対しまして発展的に広域化を進めていただくという中で、耐震化も同時に進めていただくということで、様々な国の交付金等、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、そういった予算を活用しながら事前復興という観点で、各市町村と連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

重清委員

明日でも、今日でも津波・地震が来るのか分かりません。どのように体制を執っているのか、今から体制を執っていくという話をするのですか。現実にとこたらどうのようにして運ぶのですか、運ぶ方法はないのですか。簡単にここだけです、確保できているのか。

山本安全衛生課長

繰り返しになりますが、運搬につきましては、そのときに使える道路の状況を勘案して情報収集しながら、一番緊急的に運べる方法、更に車の確保、そして、応援体制等をその時々でベストなものを勘案していきたいと考えております。

重清委員

津波対策とは、このような計画しているのですか。どこが使えるか分かりません、規模によって考えます、死者ゼロを目指して、そのような津波対策をしていたのですか。

しばらく言ってなかったが、こんな状況になっているのですか。今まで、ずっとしていたはずなのに、ものすごく後退したのではないのですか。どのようになっているのですか。

坂東危機管理部次長

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に関しましては、従前から一貫していろいろな対策を立てております。

津波時の電力や水道に関しましては、ライフラインの復旧について道路啓開計画というものがあります。それは、南の場合ですと国道55号をどう道路啓開していくのかと連動していく形になります。その場合に、今のところ一定の日数で、道路啓開はできるという想定になっております。

ライフラインに関しまして、例えば、全県で見ますと直後はかなりの所が停電します。被害想定の話ですが、1日後で58パーセント、4日後で19パーセントとあるのですが、それは、県全体の話ですので、県南については、かなり厳しい状態になります。

県南の被災者の方につきましては、重清委員からも、以前に御指摘を頂きまして、津波避難場所から二次避難所、生活ができる所へどう移っていただくのかということ、その後、そこで生活ができないような状況に長期に陥るような場合は、そこから外へお運びをするということも含めて検討しております。

南部総合県民局とも、このあたりは検討しておりまして、ヘリコプターの降着場を確保し、そこから住民の方を避難をさせるというところで、海陽町役場や南部総合県民局と適地の選定をするところまでいっている状況でございます。

重清委員

二次避難所等いろいろと計画を立てているのは分かるのです。ですから、今来たらどのようにするのですかという話です。今来た場合、何もしてくれないのですか。

がれきで荒れている所でヘリコプターはどこに下りるのか。現状でどのようにして助けに来てくれるのかが見えてこないです。

道路を啓開したらいけます。道路といっても国道55号は津波で全部駄目でしょう。牟岐から浅川から全部駄目でしょうから入ってこられない、海はがれきが浮いて船もこられない、空だけしかない。

それをどうやって今、計画しているのか。何もできていないのか、しているのであればどうするのですか。今、津波が来た場合に県が想定しているL1津波かL2津波でもいいのですが、どのように運んできてくれるのですか。病院まで運んでくれるのですか。今まで津波想定をして、計画を立てているはずであるのに何も見えない。職員が全然知らないではないですか。こんなことで対応できるのですか。

坂東危機管理部次長

ヘリコプターの運用については、国道55号が全部が水につかるわけではなく、寸断するという形で、宍喰地区に関しましては、適地について私も実際に歩いて、役場の職員、南部総合県民局の職員と、国道55号の幅員がかなりある所、交差点等になりますが、そういう所をランデブーポイントとして選定をしているところであります。

電力の話に関しましては、まず、道路啓開ができないことには輸送ができませんので、その場合は住民の方に避難をしていただくことも選択肢としておいているという状況でして、住民が避難をしていただく場合のランデブーポイントについては、国道55号、道路管

理者とはまだ協議ができていませんが、緊急的なポイントとしてはそういう所を選定している状況でございます。

重清委員

備蓄倉庫にポータブルのガソリンタンクとかを置いてあります。

この間、何か月に1回、掃除して動かさなければいけないのでやったのですが、ガソリンのガスがたまっているのでタンクから抜かなければいけない。それと、何か月も置いていて蒸発しているので入れなければいけない。これを一般の方がするのは。市町村に、もう少し詳しく書いておくように言わなければ、交替で行っていますが危ないと思います。何も書いていない、今こんな状況ですよ。

もう少し、現状を見て、これは何か書いておかなければいけない、何かしておかなければいけないのではないですか。いつか事故が起こります。住民が見てすぐに分かるように、手順書か何か置いておかなければ、私も分からなくて初めて聞いたんです。先にガスを抜かなければいけないと。

それと、ガソリンは蒸発しています。ガソリンを入れなければ、幾らやっても掛からない。約370か所も市町村に置いてあるのに、そういったことを書いておかなければ、初めて触る人もたくさんいるのですから。危機管理としてももう少し危機意識を持たなければいけない。行ったことがないのではありませんか。今の状況が分からなかったというのは。現実、県は置いてある所に確認に行っているのですか。ガソリンは入っていますか。市町村の住民は行っています。何か月に1回、山に上がって掃除して、いつでも逃げられるように、これを動かせと動かしていますよ。県は分かっている放置していたのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

具体的に約370か所に関する維持管理等が必要で、日頃からの点検、稼働の確認は必要と認識しているところでございます。

しかし、約370か所について当方で確認ができていないのが現状でございますので、おっしゃるとおり市町村にも啓発の声を掛けさせていただきまして、いざというときに支障なく動かせるよう、準備してまいりたいと思います。

坂東危機管理部次長

発動発電機の利用に関しましては、我々でも防災センター等で実際に避難所運営の研修、訓練等をやっております。

そうしたものを通じて、具体的に、御指摘がありました使い方についても注意事項等も含め、実習という形で取り入れるということを進めていきたいと考えております。

重清委員

発動発電機の優先順位はどのようになっていますか。何のために使うのか、一体どのようになっていますか。

坂東危機管理部次長

発動発電機の利用の優先度としては、例えば、病院が一般的には優先になるのですが、それは人工呼吸器など電力を使わないと生命に関わるようなものが優先になります。

昨今ですと、それに加えて情報を取るための通信系に使います。

あとは灯です。夜間の照明等に使うものが優先になります。一般的には発動発電機をどこで使うかという避難所や防災拠点、例えば災害対策本部を置く役場等の本部の中、大体が、災害拠点は72時間とありますが、そこが止まってしまうような長期になった場合は、そこに発動発電機を持ち込んで通信だけは確保する、最低限の灯は確保する等の使い方を想定しております。

重清委員

停電になって発動発電機があるのに、どうやって使うのか決めておかなければけんかになると思います。何のために置いてあるのか、全部が使えずに終わるのはおかしい。今回の千葉県でも400台のうち200台しか使っていない。使い方や順番などをきちんと決めておかなければ使えない。

千葉県でも、そこをもう少し詳しく優先順位を決めれば、恐らく各自で使ったはずで

す。冷蔵庫やクーラー、扇風機等いろいろな電化製品があります。使うのをまずは、ライトだけ、スマートフォンだけ、それを決めておかないと何で使うのかとこれはもめます。

今回、備蓄倉庫に行って私が思ったのは、いざというときにどうやって使うのか分かりにくいと思いました。そこらをもう少し改善できませんか。

坂東危機管理部次長

電力をどういうところから優先的に使うかということにつきまして、それぞれ最終的には現場の判断があると思いますが、我々のほうでも基本的な考え方の整理を再度いたしまして、それを全県に市町村も含めて、周知を図ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

重清委員

衛星携帯電話について、あれは普通の人でも使えるのですか。

千葉県でも、電波が駄目で携帯電話の電源が入っているのに使えない所がたくさんありました。ここらはどうですか。何かしたらいけるのですか。

坂東危機管理部次長

普通の携帯電話の場合は、地上に中継局がたくさんありまして、それを使って移動しながらでも電話が使えるという形になっております。

衛星携帯電話の場合は、地上の中継局を全く使わずに、宇宙にある通信衛星に向かって、直接通信をして電話を掛けるという形になります。したがって、移動しながらでは使えないのですが、その代わりに、地上の基地局が停電をしても、電源が切れていてもその影響を受けずに直接空に向けて電波を受けて、そこからつながっていくという形になります。

衛星携帯電話は、パソコンみたいな形でアンテナがついておりまして、それを衛星と通信ができるような角度に調整をして、電波を捕まえたら使えるようになるという形で、普通の携帯電話のようにどこでも使えるというものではないです。

衛星インターネットというのは、インターネットですから地上の基地局から、例えば最近ですとWi-Fi無線で周辺の携帯電話に電波を分けるような機能があり、そういうものを地上側に置いておけば一般の方でも使えますが、一般的に衛星携帯電話は、契約をしている個別の個体でないと使えないという状況になっております。ほとんどの場合は維持費が高いですから行政しか持っていないという状況でございます。

重清委員

市町村が持っているのは何台あるのですか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

衛星携帯電話につきましては、県で12台、市町村で105台を整備しております。

重清委員

台風などの災害時に停電になった場合に利用するというので、これは県から掛けるのか、それとも市町村から掛かるのか、市町村とは話ができているのですか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

衛星携帯電話は、通信手段が衛星というだけで、双方向から電話ができますので、普通の携帯電話と同じようなイメージで、県からでも市町村からでも電話できるものでございます。

重清委員

県下全域で千葉県みたいにひどい停電になった場合にどちらからするのですか。12台しかないのに24市町村あるのですよ。どちらからするようになっているのか。

百何台から掛かってきたらどうするのか。市町村に1台があつて、そこから分かれて持って行くのでしょうか。このあたりの連絡の仕方はどのようになっているのですか。県があつて、町があつて、そこからまた避難所等にいつている。これは、どこにあるのかも分からないし、どういう対応をしているのか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

衛星携帯電話につきましては、電話ごとに番号が付いておりまして、通信をするための物と一緒に持って行けば、屋外でも使えますので、県から市町村に置いてあるその場所としか連絡ができないわけではなく、その電話番号同士で電話ができる状態になっております。

重清委員

市町村に105台あるのでしょうか。市町村に全部置いていないのでしょうか。それとも置い

ているのですか。そうではなく、道が止まるかもしれない、停電になるかもしれない所、山のほうとかに持って行っているのではないのですか。全部役場にあって、そこから配っているのですか。

坂東危機管理部次長

衛星携帯電話につきましては、基本的に最初の段階では、それぞれ市町村役場に保有をしております、支所等にも分散して保有をしていると思います。

そこから現場に入ったときにそれを使うのが一つの想定としてあります。

今、衛星携帯電話についてお答えしておりますが、もう一つ、地上型の防災行政無線を我々は持ってございまして、それは車載で、例えば、県土整備部の車等が道路啓開に行ったときに、今、どこまでしか通れないとか全県的に無線でラジオみたいな形で同報で聴けるという体制を執っております。

もう一つ、衛星携帯電話でどちらから掛けるかというお話ですが、それについては防災行政無線と職員を必ず派遣することを想定をしております。県職員を派遣して、その者を通じて掛ける掛けないという話を、そのときに設定することになるかと思っております。

重清委員

大雨や台風ときには、海部や那賀の奥地には行けないようになるのです。それを県の職員が行ってから連絡するというのですか。市町村は行けないから先に持って行っているのではないのですか。そのような話を聞いたのですが、そうでないなら行けないのにどのようにして県の職員が行くのか。大雨で来られないでしょう。新聞だって来られないのにどうやって来るのか。

海南町では、国道と奥がつかりますので入ってこられないのです。そのために渡しているのではないのですか。市町村も一緒に、奥に入れないので先に一番山奥の方に渡しているのではないのですか。

そうではなく、災害が起こってから持って行くというのは、どの職員が持って行くのか。

坂東危機管理部次長

行政職員が使う物については、役場から持って行くという話ですが、それと別に孤立集落には、事前に置いている物も当然ございます。

先ほど、私が申し上げました、職員を派遣するというのは、例えば台風とかの場合、海陽町でも実際過去にありましたが、国道55号が冠水をして役場に行きつけないということがありますので、台風等が徳島に大きな影響があるような場合は、当然、事前に職員を派遣しておいて、そこから情報を取るという形を想定しております。

また、地震等で交通途絶が発生したような場合は、当然ヘリコプターで職員を送り込むという想定になるかと思っております。

重清委員

いざというときの対応をきちんとしておいてほしいのです。設備は整えているのに、使

わなければ何にもならないのです。これを全部が知っているかという話で、県の職員も何年かおきに異動して違う部署に行きますので、そのときにきちんと申し送りをしているのか。しておかないといざというときに役に立ちません。これから台風が来たり、風が強くて木が倒れたり、何年前かの台風で海部郡で何千本も倒れています。電話線や電線に行かなかっただけで被害が少なかったのです。

あんな状況は幾らでもありますので、徳島県も同じ状況ですぐの対応。

電気も食料も水も全て、災害のときには即対応できるように、いろいろと検討していただきたいと強く要望して終わります。

岡委員長

午食のため、休憩いたします。（12時17分）

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時22分）

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

最初に、2015年度から2019年度までの新未来創造とくしま行動計画の4年間の評価が示されました。

未達成等も報道されているわけですが、まず危機管理部ではこれについてどういう評価をされているのかという点についてお伺いします。

岡委員長

小休します。（13時23分）

岡委員長

再開します。（13時25分）

金井危機管理部副部長

昨年までの4年間の行動計画の進捗状況につきましては、数は正確には持っていませんが、A、B、Cとそれぞれの数値目標を立てている中の進捗につきましては、9割程度達成できたと思っております。

山田委員

9割程度。ただ未達成というのも既に報道もされてます。

今日の午前中に議論がありましたが、現在の日本には三つの危機、異常気象・豪雨災害の激甚化、二つ目に災害弱者の増加、三つ目に激甚災害が同時多発で起こるので救援を待っていたのでは間に合わないという問題もある。

そこで、自主防災組織の重要性、それも隣近所での小規模な自主防災組織を作ることが一番効果的だと全国的にも言われています。

しかし、4年間の行動計画の評価で、2018年度末までに全24市町村で自治体単位の自主防災組織の結成を掲げながら、残念ながら15市町村にとどまったと報道されております。これはなぜ達成できなかったのか御答弁ください。

谷口防災人材育成センター所長

自主防災組織の目標数値がなぜ達成できなかったのかという御質問を頂きました。

市町村単位の自主防災組織の連絡会の結成につきましては、これまで市町村に対しまして、いろいろな会議を通じまして結成の促進を働き掛けたところでもございますし、県において自主防災組織の連絡会の設立をさせていただいて、情報交換、連携を図ってきたところでございます。

ただ、今回未達成という状況でございますが、その原因としては高齢化の進展等による役員の人材不足が一つに挙げられるということ、もう一つは、市町村内の自主防災組織間の連絡調整に時間を要していることなどが今回の未達成の要因の一つではなかろうかと考えておるところでございます。

山田委員

24市町村で2018年度中に全部結成するという目標を掲げたが、15市町村になった。

高齢化の問題や市町村との連携の問題と言われたが、先ほど言ったように、激甚化がひどくなって自主防災の役割が非常に重要になってきているわけです。

これは皆さんも既に御承知のところだと思うし、それも市町村別だけではなく、きめ細かにすることが非常に重要となっているわけです。そういうことからもう一度その理由についてきちんと説明していただきたいし、九つができていないが、どういう所ができていないのかという点と、それと合わせてあい路です。

今原因をいろいろ言われたわけですが、そういう状況を踏まえた上で、24市町村の自主防災組織連絡会の結成はいつ達成するのか、また今回の挑戦の新しい行動計画にもうたわられています、そこら辺について御答弁ください。

谷口防災人材育成センター所長

未達成の具体的な理由について御質問を頂きました。

市町村によって様々な理由があろうかと思えます。

先ほども申しあげましたように、高齢化等による役員の人材不足でありますとか、昔に比べて近所付き合いが衰退してきているという所もありますし、徳島市の近郊におきましては、新興住宅地等の新しいコミュニティができてきているという市町村、一概にはこうだとなかなか言いづらいところではございますが、それぞれの地域によって自主防災組織の結成が進まないのは、こういったところの一つの要因になっておろうかと思っております。

そういったことを踏まえまして、24市町村全部に向けて今回計画の中で未達成という状況ではございましたが、自主防災組織の横の連絡会というのは、地域の防災力を高める中で、非常に重要な部分と認識しているところでございます。いつまでかというのはなかなか難しいところではございますが、引き続き、計画期間は切れますが24市町村全部が達成

できるように市町村と連絡を取りながらしっかりと進めてまいりたいと思ってございます。

先ほど申し上げたように、課題の中で人材不足ということも一つ挙げられますので、地域の防災リーダーを育成していくことが非常に重要な部分かと思えます。

防災センターでも防災士の養成でありますとか、次世代を担う人材育成ということで、子供たちに対する防災教室を教育委員会と連携しながら取組を進めてございますので、粘り強くしっかりと、全ての市町村において連絡会を結成できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

2018年度には24市町村全てという目標を掲げました。しかし、いつになるのか分かりませんという今の答弁でいいのか。

「未知への挑戦」とくしま行動計画は、2022年度が期限になっています。今の話だったら2022年度を過ぎても24市町村単位での自主防災組織ができない地域もあるということですか。

また先ほど言いました九つの自治体がどういう所か含めて説明いただけますか。

2022年度までに2018年度に掲げていた目標が達成できないという状況になるのは、これは考えづらいと思うのですが、いかがでしょうか。

谷口防災人材育成センター所長

時期については、市町村で確かに今回達成できなかった部分もございしますが、先ほど申し上げましたように、引き続き市町村と連携を図りながら、結成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思ってございます。

具体的に未達成の市町村でございしますが、現在の9市町村を申し上げますと、徳島市、阿南市、阿波市、三好市、上勝町、神山町、藍住町、つるぎ町、海陽町でございしますが、海陽町につきましては、この7月に新たに連絡会の結成ができてきていますので、今後ともしっかりと取組を進めてまいりたい。

山田委員

九つの市町村の名前がでました。日本の三つの危機的状況の中心的な一つという課題からして、それも2018年度に目標設定しているのに、これができていないということになれば、これはやはり県民から見ていかななものかという声は出ると思えます。

これは危機管理部として、この点についてはすぐにでも検討して、年度別の目標を明らかにして、取組をする県民の皆様に姿勢を示す上からも重要なことだと思えますが、その検討を含めて、ここですぐにとは言いません。しかし、すぐに検討して次の議会でも結構ですから方向を出さないと、このまま放置していたら本当に危機管理部の姿勢が問われます。もちろん県だけでは駄目だというのは分かっています。しかし千葉県をはじめいろいろな所の状況から見ても、非常に重要な取組の一つになるわけですから、その点はいかがでしょうか。

谷口防災人材育成センター所長

今後の取組について御質問を頂きました。

正しく地域防災力を高めるための一つの組織として、自主防災組織は非常に大きな位置を占めていると認識をしてございますので、今頂いたことを踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

山田委員

次の議会で検討の中身を必ず聞きます。このまま放置してはたらいけない。2018年度に24市町村と目標を設定したが2022年度にできない、こんなことでいいのかと問われるわけですから、その検討方を強く要請しておきます。

二つ目に、災害弱者の急増の問題、安否不明者の氏名公表は先ほど高井委員からも話がありました。それと合わせて要支援者の氏名の公表等で、市町村に避難行動要支援者名簿作成が義務付けられております。昨年6月の時点で全国では名簿作成が1,687市町村あったと言われていますが、本県はどういう状況かお伺いします。

菊池とくしまゼロ作戦課長

避難行動要支援者名簿の作成市町村の関係ですが、保健福祉部と連携しながらこれについては取り組んでおりまして、保健福祉部に確認したところ、二つの団体において未作成となっていると伺っております。

ただし、名簿自体はできているということで、最終的に地域防災計画の中に位置付ける手続が必要とのことで、それぞれの団体で今年度の改定の際にそれを位置付けると伺っているところでございます。

山田委員

その二つの自治体を具体的に教えてほしいのと、問題はこの避難行動要支援者名簿の作成は義務付けられている、一方でこの避難行動要支援者避難支援計画は住民任せになって、事実上は丸投げだという声もあります。

避難行動要支援者避難支援計画の課題はもちろん住民の皆さんの御協力が必要です。同時に行政としても、この避難行動要支援者避難支援計画をしっかりと作り上げていくことが、災害弱者を救う上で非常に大きな取組になると思いますが、この点はいかがでしょう。

菊池とくしまゼロ作戦課長

避難行動要支援者名簿の残りの2市町ですが、確認したところ三好市と上勝町と伺っております。

その避難行動要支援者名簿を作った上での個別の避難行動計画については、更に保健福祉部と連携しながら取り組むべき必要があると思っております。避難行動要支援者名簿を生かしながら実際に役立つ計画となっていくように連携してまいりたいと思っております。

山田委員

連携するのはその通りだと思いますが、実際のところは住民の皆さんに事実上丸投げになっている。これは徳島だけではありません。全国的に岡山県等でも問題になっている。保健福祉部との連携は当然要ります。しかし県としてもせつかく名簿を作ったとしてもそれが実際のところ生かせない。進んでいる自治体では担当者を決めてという所もあるようですが、やはり県としてそういう面での能動的な働き掛けが要るのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

菊池とくしまゼロ作戦課長

名簿を作っただけでは、ただ名簿を作っておしまいになってしまうので、今保健福祉部もこの避難行動要支援者避難支援計画の作成の促進に向けて動いていると伺っております。我々、危機管理を担当しておりますので、しっかり連携し、情報収集をしながら、実際に作った名簿が生かせるように県としても取り組んでまいりたいと思っております。

山田委員

これについても、また引き続きその状況を聞きたいと思っておりますので、把握してもらって、本当に生きたものにしていかないと、せつかく作った名簿があるので、その点をお願いしておきます。

それとの関係でもう1点、保健福祉部との連携になる福祉避難所の充実と課題です。

新しい行動計画では、2017年度167施設を、2022年度250施設に増やしたいという数値目標が掲げられています。

そこで、6月定例会付託委員会で、平成31年4月現在、174施設で受入可能人数が4,685人と答弁されておりましたが、避難行動要支援者名簿に対して2022年の250施設というのは、どの程度災害弱者を受け入れるように改善されるのか、パーセンテージや不足する人数も含めて教えていただけますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

そこまでの詳細な数字については把握しておりません。

山田委員

これは非常に重要で、もちろん保健福祉部と連携しているのはよく分かっています。

しかし危機管理の上からも、福祉避難所は、非常に重要な要素になっているし、新行動計画で250施設と数字まで挙げられているわけですから、当然それは把握してほしいと思います。後からでも結構ですから、これは資料等を持ってきてください。

防災問題でもう1点だけ聞いておきたいと思っておりますが、消防防災ヘリコプターの相次ぐ事故が起こっています。

その事故がどういうもので、何が問題となっているのか。消防防災ヘリコプターの安全基準を総務省が通知して、10月1日施行と言われてはいますが、その状況も含めてお聞かせください。

佐藤消防保安課長

消防防災ヘリコプターの安全基準の件について御質問を頂きました。

全国におけるこれまでの消防防災ヘリコプターの事故でございますが、まず多数の死者が出た重大な事故といたしますと、平成21年9月の岐阜県、平成22年7月の埼玉県、直近では平成29年3月の長野県、平成30年8月の群馬県と相次いで大きな事故が発生しております。合計で26人の方が亡くなっております。

こういった痛ましい事故を受けて、消防庁におきましては、これまで具体的な基準がないという状況では安全を担保しにくいということで、いろいろな角度から検討をしてきたとお伺いしております。

去る9月24日、より規範性の高い勧告という形で、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準が告示されまして、本年の10月1日から施行されたということになっております。

山田委員

制度の概要は教えていただいたのですが、勧告で罰則はない、努力義務だと思います。しかし、全国で起こらないように、消防庁が指針を出しているということになるわけだが、本県の場合この勧告をどのように具体化するのか。

本県においては、事故は発生しておりません。しかし軽微なものの報告があるのか、全く心配のない安全な飛び方をしているのかということと、徳島県の場合は取りあえず1機、高知県は消防庁と含めて2機あるようですが、そのパイロットというのは一体どれぐらい必要なのか、それとあわせて、消防防災ヘリコプターの出動回数も教えてください。

佐藤消防保安課長

まず、具体的な今回のポイントでございますが、操縦士を2人置くということが一番大きなポイントとなっております。ただ、航空業界全体の中でパイロットが確保できないという現状もあることから、基準におきましては、令和4年4月1日開始を期限とする、約2年半の猶予期間のある経過措置を設けての今回の基準の発出となっております。

昨年度の消防防災ヘリコプターは58回の緊急運航をしております。

その中で、軽微な事故ですが、例えば訓練中に足を捻挫したとか、そういった程度の事故は場合によってはあると思いますが、特に航空局等に報告しなければいけない重大な事故、また軽微な事故も含めて、そういった事故はこれまでなく、安全運航に努めてきたところでございます。

山田委員

本県でダブルパイロット制は、2022年4月1日までに採用するのかどうか。あわせて、墜落事故を起こさないために、新規分にはフライトレコーダ、ボイスレコーダ等を取り付ける。しかし、既設分は努力規定となっている。

また、出動の承認や活動中止の運航責任者の配置と言われてますが、これらの状況については、どのように県として取り組もうとしているのかお伺いします。

佐藤消防保安課長

まず、パイロットの確保でございますが、本県を含め多くの自治体が民間の航空事業者
に運航を委託しておりまして、その会社の規模の中でヘリコプター操縦士を確保して
いただいております。

特にヘリコプターのパイロットといたしますと、まず事業用免許といって航空機を飛ば
せる事業免許、その後、ヘリコプターごとに、例えば、本県でしたら川崎重工業株式
会社のBK117ですので、BK用の型式免許も取って、やっと操縦ができるという、それ
までの手順が複雑になっておりまして、なかなか確保が難しいという点がございま
す。

今は四国航空株式会社に本県の消防防災ヘリコプターの運航委託をお願いしている
のですが、四国航空株式会社をはじめ、そういった航空会社の意見も今後伺いなが
ら、できるだけ早期に2人パイロット体制に移行できるように検討をしていきたいと
考えております。

また、運航についても今回の基準の中で、運航責任者とあわせて、運航安全管理
者の2人を置くようにということで、本県では既に運航責任者を航空隊事務所に航
空隊室長という形で、運航の出発の承認や活動中止の指示を行う人を管理職とし
て置いております。

あわせて、更にそういった人により専門的な知見から助言をする人として、今
回、新たに運航安全管理者を置く、これについてもなかなかそういった人材がすぐ
には確保できない、県の職員では無理ですので、国では令和3年4月1日までが一
応猶予期間ということで、1年半の間にそういった人を配置するという基準にな
っております。

県におきましても、こういった国の基準に沿って、しっかりと対応できるように、
人の確保等を検討して、これからすぐに対応してまいりたいと考えております。

さらに、ボイスレコーダ、フライトレコーダの設置も新たな機体からと義務付け
られたところでございます。消防防災ヘリコプターは新たな機体ではなく、1年半
前に導入しておりボイスレコーダは付いておりませんでした。その中で、昨年度、
航空機の事故があったということもあり、小型機にはもともとボイスレコーダー
の設置義務はないわけですが、今後、国土交通省が設置義務を法的に課すのか
どうかの実証実験、例えばヘリコプターに限らず、軽飛行機も含めて実証実験
を行う。全国で消防防災ヘリコプター2機にこういった実証実験の照会が消防
庁を通じてございまして、本県からは、強く働き掛けて、平成31年1月か
ら取り付けていただいて、その実証実験に今、国土交通省にデータを送った
りし、一緒にそういった検証をしている状況で、今後5年ぐらいかけて検証を
していくと伺っていますので、県の実態としては付いているという状況にな
っております。

山田委員

知らなかったが、付いているということで、これは半歩前進だと思いますし、
ダブルパイロット制や運航管理者等も前向きにしているということで、基本的
に今、猶予期間となっていますが、やはり県民の安全・安心、先ほども災害
時に県南でのヘリコプター出動等という話も出ましたが、そういう点から
見ても、非常に重要な取組になってきます。本当は和歌山県を含めて四
国四県等の連携等も聞きたいと思いますが、時間の関係でこれについては
また聞くとして、是非とも安全な運航をしっかりと確保してほしいと思
います。

次に、新行動計画でもう一つは、助けられる犬猫の殺処分、2017年度
現在値が398頭、2022年度が240頭となっています。

しかし、2018年度の数値は既に皆さん御承知のように、これよりもかなり高い数字になっているわけです。2018年度が862頭、同年度目標が540頭。人と動物が暮らせる地域づくりも未達成と報道されています。感染症等で助けられる犬猫という概念があったように承知をしておりますが、改めて未達成と報道もされていますので、その達成できなかった状況についてお伺いします。

坂東動物愛護管理センター所長

行動計画に掲げる犬猫の殺処分目標数値について、目標が達成されてない理由と今後の取組についての御質問を頂きました。

本県では、平成20年4月を始期とする10か年計画として、徳島県動物愛護管理推進計画を策定し、平成30年度の犬猫の殺処分頭数540頭の目標を掲げて、各施策と殺処分頭数の削減に取り組んでまいりました。

この結果、動物愛護管理センターが開所した平成15年に1万263頭であった犬及び猫の殺処分頭数が、平成30年度には862頭、犬が640頭、猫が222頭となり、開所当初の10パーセント以下に削減されております。

しかしながら、行動計画中の殺処分頭数540頭の目標に達成できなかった大きな原因といたしまして、動物愛護管理センターに収容される犬猫の数が削減されていないこと、譲渡に適さない野犬や幼齢動物の繁殖遺棄に関する収容が、いまだ多いことが要因として挙げられております。

環境省は、平成27年度から殺処分ゼロの単なる数のゼロにこだわることなく、処分の理由により三つに分類し、譲渡の適性があるにも関わらず、適切な譲渡先が見つからないなどで、やむを得ず処分となっている頭数、これを削減することを新たな指標として集計を開始しております。

これに伴いまして、県でも助けられる犬猫殺処分ゼロを新たな目標といたしまして、平成30年4月に新たに策定した徳島県動物愛護管理推進計画では、平成29年度の殺処分873頭中398頭、これが助けられる犬猫の殺処分頭数です。これを5年後の2023年度には200頭、10年後の2028年度にはゼロにする目標数値を設定しております。

今後の取組といたしましては、目標の達成のためには、収容される犬猫の数をまず減らすことが肝要でございます。

飼い主のいない犬や猫を作り出さないための一般県民の理解や、飼い主責任の徹底のための啓発が必要であります。

適正飼育の啓発や無責任な餌やりの行為をしないこと、終生飼養など飼い主責任として、マイクロチップの装着や遺棄の防止、不妊去勢手術の実施、TNR活動の助成金の積極的な活用、それから猫に対しては室内飼育の啓発等を進めてまいります。

さらに、収容された中で助けられる犬猫を確実に助けるためにはボランティアや、関係団体と今以上に連携しまして、県内外の譲渡の推進や、元の飼い主への返還率の向上、これに取り組むことで新たな目標の達成に努めてまいります。

山田委員

殺処分ゼロは非常に重要な取組だと思いますが、同時にその中身、東京都の小池知事が

殺処分ゼロにしたというが、安楽死等の犬猫がおるではないかという議論がある。そういうことを含めて、また引き続きこの問題については聞いていきたいと思います。

古川委員

私からも、防災対策についてお聞きしたいと思います。

事前委員会で徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の見直し案が示されました。

知事が5期目に向けて、災害列島と言われる国難を打破していく、それを徳島からと力を入れてされているので、今回の計画の見直しは本当に本腰を入れてやっていかなければ、今までのレベルではいけないと思います。

まず、この徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の位置付けですが、この計画以外の計画は具体的にはどんな計画をいうのですか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の位置付けですが、県の行動計画やハード面の県土整備部で持たれている計画等があると思いますが、この徳島県国土強^{じん}靱化地域計画はそのあらゆる計画の中で必ずしも全ての上というわけではないですが、強^{じん}靱化というくくりの中では一番上位となっております。

事前委員会に出させていただいた「とくしまー0作戦」地震対策行動計画は、この徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の中から、津波や災害等に特化した部門計画となっております。

古川委員

強^{じん}靱化という部分から、これが最上位の計画だと分かりました。それを今回、計画の見直しを行うということでございます。

これまで取り組んできた、防災施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行う、脆弱性評価ということもうたわれています。

今までいろいろ取り組んできた中でどこに問題があるのか、これを明確にするという意味もこの計画の中には含まれて、そういう評価も行うということなので、本当に重要です。これから、新たにステップアップしていく、またスピード感を持って進めていく上で重要な計画の見直し案と思っております。

具体的には、事前に備える八つの目標を掲げて、大規模自然災害が発生しても、全ての人命を守る、救助・救急、医療活動等の迅速な実施、被災者等の健康・避難生活環境の確保等の目標を定めて、八つの目標のそれぞれに起きてはならない最悪の事態を41ピックアップをして、その41の最悪の事態が起こらないように、それぞれに重要業績指標をできるだけ多く選定してこれに盛り込んだ見直しが行われているということによろしいですね。

これまでのレベルの目標設定ではいけないと思います。国難打破ですから、一段とスピード感を持って、そして本気で取組を、その中の重要指標に盛り込んでやっていく必要があると思います。

そしてまた具体的にその指標をどうやって前に進めていくのか、その具体策のイメージがないと書くだけなら書けますから、そのあたりを聞きたいなと思います。実際にそれが動いていく体制になっているのか、実際に発災となったときに動くのかを検証しながらそ

の見直し作業を進めていかなければいけないと強く感じています。

そういった意味で、それぞれの41のプログラムに対して推進方針を掲げていますが、とりあえずこの1番目の目標、大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守るという部分を中心に絞って、気になるところを何点か聞かせていただきたいと思います。

一つ目は住宅や建物等の倒壊、また、多くの人が集まる施設の倒壊による多数の死傷者が発生するのは、起きてはならない最悪の事態で、そのとおりだと思います。

耐震化率は県土整備部のことだろうと思いますので明日に回しますが、素朴な疑問ですが、社会福祉施設の耐震化率、平成30年では、92.9パーセント、これを令和4年度には、93.5パーセント、細かい数字になっておりますが、100パーセントにならない理由というのは何か、これは確認はされていますか。このあたり、保健福祉部の話だとは思いますが知っておかなければいけない。

菊地とくしまゼロ作戦課長

社会福祉施設の耐震化について、保健福祉部の所管ではございます。これにつきましては現状、把握しておりません。しっかり把握してまいりたいと思います。

我々も計画を作って取りまとめるだけではなくて、全ての計画が進んでいくように情報収集しながら進めてまいりたいと思います。

古川委員

分かりました。補足で言ってくれたので言いませんけど、このあたりもしっかりと把握しておいていただけたらと思います。また後で教えていただけたらと思います。

続いて、この多数の死傷者を発生させないということに対し、当然、自助・共助の取組強化を次に掲げています。

山田委員から自主防災組織の充実強化という話もありましたが、本当に基礎となる部分だと思います。

ここに書かれてあるのは、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制作りを推進すると力強く書かれていますが、本当にどうやって進めていくのかというのが、さっきも言ったように重要だと思う。これはずっと言われてきたことだがなかなか進んでない現状がある。

特に、地域のごとは、基本的には市町村が主体となってやっていくことなので、県がどう関わって、どう市町村にやってもらうか、具体的な工夫をしていかないと進んでいけないことと思います。

これも先ほど谷口防災人材育成センター所長が答えていたので、同じ答えになるとは思いますが、何かあれば。

谷口防災人材育成センター所長

地域防災力の充実の御質問かと思えます。

大規模災害時には、地域の自助・共助ということで地域の防災力を高めていくことも必要でありますし、そのリーダーの育成が必要であるところでございます。

具体的には、防災センターでどういうことをやっているのか述べさせていただきます

が、まずは地域防災推進員の養成、いわゆる防災士の資格が取れる研修で、地域における防災リーダーの育成を行っているところでございます。

それともう一方は、住民主体の避難所の運営体制作りを掲げまして、市町村職員や自主防災組織の方々を対象にした様々な研修を行っているところでございます。

そういった取組を今後とも続ける中で、地域の防災力を高めていきたいと思っております。

古川委員

人材育成、そういうところを県は担っていくスタンスで、それも大事ですが、実際、各市町村の自助・共助の体制が強化されていかなかったら、防災対策は進んでいかないわけです。ですから市町村にどうやって取組を進めてもらうか、実際に動くような自主防災組織に、充実強化をしていくことをどう進めていくのかを真剣になって考えてほしい。

もう1点気になるところは、臨時情報を活用した防災対策、これは新しいところだと思います。まずは対応の方針を決めたかと思いますが、復習の意味で、南海トラフ地震臨時情報はどんな情報が出されて、県はどんな対応を想定しているのか簡潔に教えてください。

菊地とくしまゼロ作戦課長

南海トラフ地震臨時情報の関係ですが、仮に東のほうで起きた場合、すぐ徳島のほうに起きるという異常な状態があったときに気象庁から臨時情報が県に流れてきます。

それを県を通じて市町村に流しまして、確実に地震が来ると確定はしていませんが、来ることが予想されるので、徳島県の方々におかれては1週間程度はふだんの生活をしつつも避難に対する準備をしてほしいという考え方でして、基本は例えば、海に面している所は津波がもちろん来るわけですので、親戚の方や知人の方の御自宅が山のほうにある方はそちらに行ってください。そうではない方は避難所に行ってくださいとかになっておりまして、完全に避難するというわけではないですが、そういう体制でいつ来ても大丈夫なような形を取るのが臨時情報でございます。

古川委員

新たな取組でこういう臨時情報が出たときに、今の説明も曖昧な部分もあるし、これはもう私でもなかなか理解できないので、一般住民の方は本当にどうしたらいいんだろうと感じると思います。

この臨時情報を活用した防災対応をしていくとうたっていますので、各市町村でこれに対応する計画も作ってもらうという目標も立てていますし、計画を作る中で、具体的な検討をしてほしいと思いますが、先ほども言われた明日来るかも分からない話ですから。今、決まっていることは具体的にどういう行動をするのかということ、こういう場合はこうですと伝わるように周知していただきたいと思っております。

これも令和2年度までに24市町村全てという目標も掲げていますが、大丈夫なのかという気はするので、どうやったら24市町村できるのか本気になって考えてもらいたいと思います。

三つ目として、広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生が掲げられています。これは避難意識の向上ということも掲げられています。

津波からの即避難率100パーセントを目指す、これも大きな目標だと思います。

県民の意識啓発を推進する、自主防災組織の充実強化等を図る、これもこういうことを記載していただいただけでは駄目なんだと思います。具体的にどうやって進めていくのか。これも同じようなことになるので、この点についても次回の委員会で聞かせていただけたらと思っております。

それと、災害時要援護者対策の促進についても、先ほど山田委員から言われたのと私も同趣旨です。二つの市町村ができていない、個別計画策定の取組を一層促進すると掲げています。これも具体策が必要だと思います。なかなか進んでいかないのが実状だと思いますので、このあたりも合わせて、具体策をどうやって促進するのかを聞かせていただきたいと思いますが、これも次回でいいと思います。

あと、具体的に津波の避難場所、避難ビルの指定の促進、避難困難地の解消を図る、これも基本的に市町村が主体となって進めていると思いますが、今の進捗状況というのは分かれますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

各市町におけます避難困難地域につきましては、市町ごとで把握されているところですが、今、持ち合わせてはいないですが、聞き取りさせていただいたものはあります。これにつきましては各市町から公表をしていないところもございますので、お伝えはできませんが、まだ確かに困難地域ももちろん存在しておりますので、今後ともいろいろな手法、法面を活用した高台、津波避難ビル、津波タワー、急傾斜の所の避難階段等、その地域に合った形で解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

古川委員

徳島県国土強^{じん}靱化地域計画は事前委員会で示しているのですが、ある程度は状況を把握してなかったらいけないことではないのですか。どれぐらい進んでいるのかは、常に把握しておかないといけない。基本的なことだと思いますが。

もう1点、津波情報伝達体制の強化。テレビや携帯電話を活用して避難情報を提供など、津波情報伝達体制の強化を図るとあるが、これも具体的にはどう強化を図るのか教えてください。

岡委員長

小休します。（14時18分）

岡委員長

再開します。（14時19分）

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

津波情報も含めて、いろいろな防災面におけます浸水想定、又は風水害等の避難情報等

を徳島県のホームページ、総合地図提供システムで事前に避難所の場所等も含めまして、地図に載せて提供させていただいているところがございます。

こちらを更に良いものにしまして、皆さんに視覚的に分かりやすい形で認識していただき、事前の備えという形を取っていただけるよう、また、それらを活用した地元での防災訓練等を進めていただけるようにPRして周知してまいりたいと考えております。

古川委員

既にあるものをしっかり周知して、また、より見やすいものにするということだと思います。

最後、事前防災という部分も新しく掲げたところかなと思っておりますが、76ページに、事前復興計画の策定促進と復興を支える人材の育成ということが掲げられています。

これまで、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施とあり、復興イメージトレーニング等の参加者数を目標に上げていますが、平成30年までに累計で230人の方が参加されているということですが、これまでどのような形で何回ぐらいやってきたのか。230人になった状況を教えていただきたいと思います。

坂東危機管理部次長

77ページに書いてあります復興イメージトレーニングにつきましては、県土整備部の所管になるのですが、都市計画区域において、被災時にそれぞれの地域で、例えば、都市計画区域における復興計画を、どういう手順が必要かを大学の専門家をお招きしまして、小松島市を皮切りに、毎年1か所ずつで地域の担当者等に参加いただいて、そのイメージ、具体的にどういう手順で進めていくのかをやっているものでございます。

古川委員

都市計画課ということなので、明日詳しく聞かせてもらいます。

繰り返しになりますが、聞いていると市町村が主体で取り組む、市町村との役割分担ということ、しっかり図っていかなければいけない。何でもかんでも県がやっていたのではいけないとは思いますが、市町村にやってもらうことはやってもらうとして、そのチェックや進め方は、県がしっかりと把握をして、いろいろ工夫をしながら進めていかないと、いざ発災となったら何も機能しないようになる。本当に防災・減災対策、死者をゼロにすると言っている、県民にとったら厳しい状況だと思いますので、市町村の業務であっても、どう動かしていくのかを具体的に、この徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の中に盛り込めるかどうかは別にして、具体策をイメージした上で取り組んでいただきたいと思っておりますので、その点についてまた次の委員会でお聞きできたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に1点、災害関連死の関係で聞きたいのですが、直接死に限定せずに災害の関連性が認められたら災害弔慰金の支給が認められるということですが、この災害関連性の有無は、どうやって判断されるんですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

災害関連死についての御質問を頂きました。

平成28年度の熊本地震で非常に問題が浮き彫りになりまして、そのあといろいろな国からも定義等が出ているところがございます。

まず、災害関連死の国からの定義につきましては、災害関連死とは、当該災害による負傷の悪化、又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡となっております。

この定義に合致するものにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められていることになっております。

古川委員

その関連性があることを審査するわけでしょう。それは、どこがどうやって審査するのか教えてほしい。

岡委員長

小休します。（14時26分）

岡委員長

再開します。（14時27分）

坂東危機管理部次長

関連死の認定につきましては、基本的には医学的な判断となるのですが、亡くなった方、全ての方をリサーチをしているというよりも、申請が出てきた方について個別の審査を行うという形になります。

その審査の中で、個別に、一定の基準はあるのですが、近年であれば申請がかなり増えておりますので、結果的に関連死の数も多くなってきている。

阪神大震災の頃であれば、例えば孤独死という言い方で必ずしも全てが関連死に分類はされてないものもあったかと思いますが、最近は関連死に対して、非常に関心が高まっておりますので、遺族の方からの申請も増えていると考えております。

古川委員

分かりました。まだ徳島は、幸いにして大きい災害は出てないので、災害関連死まで、なかなか意識がっていないのかも分かりません。自治体が審査会をして実施すると聞いていますが、このあたりを県がするのか、市町村がするのか聞いてみたいです。また、調べて教えてください。

防災関係、本当に広範な範囲にわたって業務担当されているので、なかなか大変だとは思いますが、やはり、今こういう時代ですので、しっかりと把握をして説明もきちんとできるように行っていただきたいと思います。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第3号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時29分）